

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

1月25日発行
Vol.580

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

浪江町公式YouTube
「なみえチャンネル」から

二十歳を祝う会が開催されました

1月7日「令和5年二十歳を祝う会」（旧称：成人式）が開催されました。

12年前の東日本大震災当時は小学2年生だった彼らが、大きく成長し浪江町に帰ってきました



https://youtu.be/h_l6xotwzaw



目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	4
双葉町	9
福島県	10

●福島県復興公営住宅入居支援センター

令和4年度第6回 入居者募集のお知らせ	11
------------------------	----



南相馬市からのお知らせ

令和4年度南相馬市職員（任期付職員 行政事務（一般枠・農業振興枠）） を募集します

1月23日HP更新

市では第2期復興・創生期間において、復興・再生に向けた取組を着実に推進し、新たな課題にも柔軟かつスピード感をもって対応していくため、南相馬市任期付職員を募集します。

なお、本市では任期付職員などの社会人経験者が一般職（任期の定めのない職員）の採用試験を受験できる社会人経験者枠の採用試験も行っていますので、任期付職員の経験を活かして市政の運営に携わることができます。

また、任期付職員として採用後、通算勤務年数が3年以上となる方で年齢が59歳以下の方は、一般職（任期の定めのない職員）へ登用する選考試験の受験資格が与えられます。

募集職種・採用予定数・採用予定日・任期

募集職種	採用予定数	採用予定日	任期
行政事務（一般枠）	5人程度	令和5年4月1日	令和8年3月31日まで
行政事務（農業振興枠）	5人程度		令和10年3月31日まで

受付期限

2月10日（金）

注意 受験申し込みは、市ホームページから電子申請によるものとします。
2月10日（金）午後5時までに申請を終えたものまでとなります。

受験案内

▶ 受験案内（任期付職員 行政事務（一般枠・農業振興枠）） [PDF]
<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/ninnkitsuki230123.pdf>



受験資格

試験職種	年齢・資格・免許等
共通	年齢要件、特別な資格要件はありませんが、パソコン操作、普通自動車免許は必須。

試験日

2月17日（金）

次ページへ続きます

試験会場

南相馬市役所（南相馬市原町区本町2-27）

受験申込

南相馬市職員採用試験電子申請案内のページから申し込んでください。

▶ 南相馬市職員採用試験電子申請案内

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/11/1120/11203/3/2/shinsei.html>

問い合わせ

総務部 総務課 人事給与係

TEL 0244-24-5222



みなみそうまチャンネル

南相馬市

電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

※パソコン視聴

番組内容 [1/20~1/27]

- 00分～ オープニング&今週の番組
- 02分～ 高校生施策アイデアコンテスト表彰式
- 17分～ 未来を語る 南相馬市市議会議員所信表明～表 信司議員～
- 19分～ 令和4年度 南相馬市戦没者追悼式
- 30分～ 未来を語る 南相馬市市議会議員所信表明～大場 裕明議員～
- 33分～ 行政区加入促進キャンペーン
- 38分～ 未来を語る 南相馬市市議会議員所信表明～菊池 洋一議員～
- 42分～ 博物館通信Vol.3
- 56分～ 未来を語る 南相馬市市議会議員所信表明～大岩 常男議員～
- 59分～ お家でできる軽体操 ～肩こり予防編～
- 63分～ 未来を語る 南相馬市市議会議員所信表明～岡崎 義典議員～
- 66分～ 南相馬見聞録 大甕山医徳寺
- 71分～ 未来を語る 南相馬市市議会議員所信表明～櫻井 勝延議員～
- 75分～ minamisoma5.0 “産業集積のまち” 編
- 78分～ 未来を語る 南相馬市市議会議員所信表明～郡 俊彦議員～
- 82分～ 自分と大切な人の命を守るために ふくしまマイ避難ノート
- 88分～ リクエストアワーのお知らせ



みゆーまぐろ



浪江町からのお知らせ

【令和5年度採用】浪江町任期付職員の採用候補者試験を実施します

1月20日HP更新

試験職種、採用予定人員および主な職務内容

試験職種	採用予定人員	主な職務内容
一般行政1	1人	一時立入りに関する業務、施設管理に関する業務(防災拠点、津島支所)など
一般行政2	1人	福島再生加速化交付金など交付金申請業務、ふるさと納税に関する業務など
一般行政3	1人	新型コロナウイルス感染症、ワクチン接種に係る事務、出産子育て応援金に関する業務など
一般行政4	2人	地域支援事業(介護予防事業、訪問事業)、要介護認定業務、高齢者福祉業務など
一般行政5	1人	有害鳥獣対策全般、捕獲隊との連携、関連する補助事業の執行業務など
一般行政6	1人	圃(ほ)場整備業務全般 ※土地改良区での3年程度の実務研修後、町の農業振興業務に従事
一般行政7	1人	企業誘致に関する業務全般、誘致した企業への伴走支援など
一般行政8	2人	商工、観光、産品振興関係事務全般
一般行政9	1人	用地交渉、契約、登記手続事務
一般行政10	1人	出納業務全般
一般行政11	1人	埋蔵文化財の発掘調査、出土物の整理、報告書の作成等、文化財に関する業務
土木	1人	土木工事の設計、積算、監理業務、町が執行する公共事業全般の進行管理など
保健師	1人	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施、特定及び後期高齢者健診、特定保健指導、重症化予防、薬剤師連携事業など
看護師	2人	看護業務全般、診療所運営に付帯する業務、看護の専門知識を必要とする行政事務
医療事務	2人	診療所での受付事務、レセプト入力・点検業務、請求業務など
放射線技師	1人	一般X線撮影、透視撮影、CT検査、検診業務に付帯する業務、診療所運営に付帯する業務

※ 受験申し込みは、一人1職種となります。

一般行政職は1から11のうち1つを選択してください。

次ページへ続きます

採用予定時期および任用期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間）

※ 任用期間は、業務の進捗状況などにより最長5年まで延長する場合があります。

受験資格

(1) 職種別要件

試験職種	受験資格
一般行政1	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関での実務経験が3年以上ある方 帰還困難区域での業務に支障のない方
一般行政2	<ul style="list-style-type: none"> 自治体財務の知識を有する方 行政機関での実務経験が3年以上ある方
一般行政3	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関での実務経験が3年以上ある方
一般行政4	<ul style="list-style-type: none"> 作業療法士、介護福祉士、介護支援員専門員のうちいずれかの資格を有する方 介護または福祉事業の実務経験を有する方
一般行政5	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車免許 有害鳥獣対策関連企業に在籍したことがある方、または大学等において動物行動学もしくは生態学に係る学問を修めた方(令和5年3月末までに履修見込みの方を含む)
一般行政7	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業との渉外能力を有する方 農地転用や不動産関連の知識があればなお可
一般行政8	<ul style="list-style-type: none"> 休日等のイベント対応ができる方 宿泊を伴う出張に対応できる方
一般行政9	<ul style="list-style-type: none"> 用地交渉の実務経験を有する方 登記手続きの実務経験を有する方
一般行政11	次の(1)と(2)いずれも該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 大学(大学院を含み、短期大学を除く)において、考古学(歴史学、文化財学、その他これに類する専門課程)を専攻し卒業した方(発掘調査の経験を有する方に限ります。) 公的機関においての埋蔵文化財発掘調査経験を10年以上有する方
土木	<ul style="list-style-type: none"> 土木行政について20年以上の実務経験を有する方 福島県の土木工事標準積算基準、土木積算システム(エステイマ)および土木関係図書等を熟知している方
保健師	保健師の資格を有する方
看護師	<ul style="list-style-type: none"> 看護師または准看護師の資格を有する方 診療所のほか、健康保険課に配属され行政事務に従事できる方
医療事務	医療事務資格を有する方、または医療機関において受付・窓口業務等の経験を有する方
放射線技師	診療放射線技師資格を有する方

注意 最終合格決定後、資格証、修了証の写しおよび在職期間証明書などを提出していただくこととなります。提出がされないときには、内定などの取り消しを行う場合があります。

次ページへ続きます 

(2) 共通要件

- (ア) 普通自動車運転免許を有していること
- (イ) Microsoft WordおよびExcelを使った文書作成および表計算処理ができること
- (ウ) 町民の方へ親切・丁寧・粘り強く窓口や電話での対応ができること

(3) 次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (ア) 日本の国籍を有しない者
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (ウ) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、この処分の日から2年を経過しない者
- (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

受験方法および内容

試験種別	試験内容
第1次試験	書類選考：提出された書類（応募作文等）により選考
第2次試験	面接試験：第1次試験合格者を対象に15分程度の個別面接

申込期限

2月9日（木）

※ 郵送の場合は、受付期間最終日必着とします。

申し込み方法

下記提出書類を揃え、期限までに提出してください。（郵送による提出も可）

【提出書類】

- (1) 受験申込書 写真を貼り付けてください。
（申込前3カ月以内に撮影・上半身脱帽・大きさ縦6cm×横4.5cm）
- (2) 職務等経歴書
- (3) 受験票 写真を貼り付けてください。
（申込前3カ月以内に撮影・上半身脱帽・大きさ縦6cm×横4.5cm）
- (4) 応募作文 次のテーマについて述べてください。
《テーマ》
あなたのこれまでの経験をどのように浪江町職員としての業務に生かし、町の復興にどう貢献していきたいかを述べなさい。（500字以内）

【提出先】 浪江町役場 総務課 行政係
〒979-1592 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2

次ページへ続きます 

合格者の発表

試験種別	発表時期	発表方法
第1次試験	受付締切から2週間以内	受験者に郵送により合否を通知
第2次試験	第2次試験日から2週間以内	受験者に郵送により合否を通知

主な勤務条件

■給料月額

浪江町職員等の給与等に関する条例等の規定に基づき、実務経験および職責などを検討して決定

経験年数を加算した給料額モデルケース（月額 令和4年4月1日現在）

民間経験年数	10年	20年	30年
大学卒	220,500円	286,700円	293,800円
短大卒	207,800円	255,800円	292,000円
高校卒	193,100円	248,600円	283,000円

※1 上記はモデルケースであり職務経歴などの内容により金額が変わる場合があります。

※2 任期中の昇給はありません。

■諸手当

期末・勤勉手当、通勤手当、超過勤務手当、扶養手当などについては、それぞれの支給要件に応じて支給

■勤務日・勤務時間

午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時までには休憩）

※1 業務の状況によって超過勤務あり

※2 休日は、土曜日、日曜日および祝日

申込書など

▶ 申込書

https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/32244_121984_misc.pdf



▶ 職務等経歴書

https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/32244_121985_misc.pdf



次ページへ続きます 

▶ 受験票

https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/32244_121986_misc.pdf

▶ 作文試験用紙

https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/32244_121987_misc.pdf

▶ 提出書類チェック表

https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/32244_121988_misc.pdf

問い合わせ

総務課 行政係

TEL 0240-34-0235

2月19日に安波祭が開催されます

1月24日HP更新

2月19日午前10時から、苕野神社境内にて安波祭りが開催されます。
神事、神楽・田植踊の奉納が行われます。

注意 当日は、文化庁の委託事業者による撮影が行われます。

撮影された映像は、Webページ上で配信されますので、ご注意ください。

「安波祭」

★撮影のご協力と映像使用のご案内★

文化庁の委託事業で「安波祭」の撮影をしています。

撮影した映像は「まつり専用サイト」や「YouTube」等で
後日配信します。

観覧の方々が写る場合がございます。

予めご了承ください。

●まつり専用サイト「まつりと」 <https://matsurito>



制作会社：キヤノンマーケティングジャパン（株）

協力会社：テレビユー福島

（連絡先）報道局 今野貴哉 024-531-5111



双葉町からのお知らせ

相馬税務署からのお知らせ

1月13日HP更新

確定申告はとっても便利なスマホからがおすすりめです。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、手持ちのスマートフォン・タブレットなどで、自宅から所得税の確定申告ができます。

スマホ申告の便利機能

- 青色申告決算書や収支内訳書の作成が今年から入力可能に。
- 給与所得の源泉徴収票をスマホで撮影するだけで自動入力。

スマホからの送信方法は次の2つの方法があります。

(1) マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用して申告

(2) ID・パスワード方式

IDとパスワードを取得して申告

※ IDとパスワードの発行をご希望の場合は、申告する本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、近くの税務署にお越しください。
(確定申告期間中に限らず、随時申請可能です。)

注意 ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

なお、従来どおりパソコンから「確定申告書等作成コーナー」を利用して、申告書を作成・印刷し、税務署へ郵送等により提出することもできます。

▶ 国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>



【問い合わせ先】

相馬税務署 TEL 0244-36-3111
双葉町戸籍税務課 TEL 0240-33-0132

福島県からのお知らせ

原子力損害の賠償請求にお忘れはありませんか？

1月19日HP更新

賠償請求はお済みでしょうか

東京電力に一度も賠償請求していない、または賠償請求してもまだ支払いがされていない損害がある場合、損害の発生から時間が経つほど損害を証明する書類を集めづらくなります。

賠償請求が終わっていない損害がないか確認をおすすめします。

【東京電力が請求を受け付けている損害を例示したチラシ】

- ▶ 福島県【原子力損害の賠償請求にお忘れはありませんか？】 [PDF]
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/404400.pdf>



【ADR申立ての流れを例示したリーフレット】

- ▶ 福島県【原子力損害の賠償請求でお困りごとはありませんか？】 [PDF]
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/549769.pdf>



賠償請求に関して困りごとがあれば、県の問い合わせ窓口にお電話ください

福島県では、福島県弁護士会および福島県不動産鑑定士協会と連携し、弁護士および不動産鑑定士による個別相談を実施しています。

相談料は無料ですので、ぜひご利用ください。

- ▶ 原子力損害賠償個別相談のご案内（弁護士・不動産鑑定士）
 （県ホームページ内）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16055a/kobetsusoudan.html>



【対面相談の申し込み・問い合わせ先】

原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口

TEL 024-521-8216

（受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分）



令和4年度第6回 入居者募集のお知らせ (令和5年4月以降入居予定)

■申込期間

2月1日(水)～9日(木)必着

■対象者

Aグループ

平成23年3月11日時点において、田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村に居住していた方で、次に該当する方

- ① 避難指示が継続している区域に居住していた方（居住制限者）
- ② 避難指示が解除された区域に居住していた方で、現在、住宅に困窮している方
(旧居住制限者)

Bグループ

東日本大震災において被災・避難した次に該当する方で、現在、住宅に困窮している方

- ③ 地震・津波により住宅を失った方（地震・津波被災者）
- ④ 平成23年3月11日時点で中通り、浜通りに居住していた方（上記Aグループに該当する方を除く）（子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」）

■対象住宅

Aグループの方は募集团地一覧表の対象者欄にAと記載された団地、Bグループの方はBと記載された団地に申し込むことができます。

■注意事項

- ・ 第2希望の団地まで申し込みできます。
- ・ 優先住宅(車いす対応住宅も含む)は、集合住宅1階部分の住戸であり、優先世帯(60歳以上の高齢者、障がい者、要介護者を含む世帯)に限り申し込みができます。
- ・ 応募多数の場合、抽選(当選)の優先順位は次のとおりとします。
 - 第1順位は、Aグループの①(居住制限者)
 - 第2順位は、Aグループの②(旧居住制限者)
 - 第3順位は、Bグループの③(地震・津波被災者)および④(子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」)
- ・ 入居後の復興公営住宅間の住み替えは、世帯人数が増減した場合、身体の機能上の制限を受ける者となった場合、介護が必要となった場合など、一定の理由がある場合に可能ですので、ご相談ください。
- ・ 補欠として登録されている方も応募できますが、当選した場合は、補欠の権利は無効となりますので、ご了承ください。
- ・ ペット可の住戸において室内飼育をした場合、ペットによる室内の汚損や破損の程度により、退去時に修繕費用が高額となる場合がありますのでご注意ください。

次ページへ続きます 

■募集団地

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数
福島市	北信	A B	H26	-	集合住宅	優先住宅(車いす)	2LDK	1
						一般住宅	3LDK	1
	笹谷	A B	H26	内水	集合住宅	一般住宅	3LDK	3
	飯坂	A B	H27	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	2
						一般住宅	2LDK	3
	北中央	A B	H28	内水	集合住宅	一般住宅	3LDK	2
	北沢又 (ペット可)	A	H28	-	2戸1棟(2階建)	一般住宅	2LDK	1
	北沢又	A B	H28~H30	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3
						優先住宅(車いす)	3LDK	2
						一般住宅	3LDK	1
一般住宅						2LDK	9	
一般住宅	3LDK	7						
二本松市	根柄山 (ペット可)	A B	H28	-	戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	7
					2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	4
	石倉	A B	H28~H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	4
						優先住宅(車いす)	3LDK	8
						一般住宅	2LDK	8
	一般住宅	3LDK	32					
	若宮	A	H29	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	1
	一般住宅	3LDK	2					
	表 (ペット可)	A B	H29	土砂 災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
						優先住宅(車いす)	3LDK	2
一般住宅						2LDK	1	
一般住宅						3LDK	7	
一般住宅	3LDK	3						
川俣町	壁沢 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(平屋)	優先住宅	2LDK	4
					2戸1棟(2階建)	一般住宅	2LDK	9
一般住宅	3LDK	11						
郡山市	柴宮	A B	H26	内水	集合住宅57号棟	優先住宅	2LDK	3
			一般住宅	3LDK	7			
			H27	内水	集合住宅 58・59号棟	優先住宅	2LDK	1
						一般住宅	2LDK	2
	一般住宅	3LDK	1					
	日和田	A B	H26	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3
	富田	A B	H26~H27	-	集合住宅 1~3号棟	優先住宅	2LDK	8
						一般住宅	3LDK	13
一般住宅	2LDK	2						
八山田	A B	H26~H27	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	7	
					一般住宅	3LDK	13	

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
郡山市	東原	A B	H26~H27	-	集合住宅 1・2号棟	優先住宅	2LDK	6
						一般住宅	3LDK	5
	安積	A	H27	内水	集合住宅	優先住宅	3LDK	1
						一般住宅	3LDK	2
	鶴見坦	A B	H27	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
						一般住宅	3LDK	1
守山駅西 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	3	
				2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	10	
田村市	石崎南 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	2
三春町	平沢 (ペット可)	A B	H28	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	3
					戸建て(2階建)	一般住宅	3LDK	8
白河市	南湖南 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	4
	白坂 (ペット可)	A	H28	-	2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	1
会津 若松市	古川町	A B	H26	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	3
						一般住宅	3LDK	6
	年貢町	A B	H27	洪水	集合住宅	一般住宅	3LDK	15
					集合住宅 (メゾネット)	優先住宅	3LDK	1
	白虎 (ペット可)	A B	H27~H28	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1
					戸建て(2階建)	一般住宅	3LDK	5
城北 (ペット可)	A	H27~H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	1LDK	1	
				2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	1	
南相馬市	北原	A B	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	7
						一般住宅	3LDK	6
						優先住宅(車いす)	3LDK	3
						一般住宅	2LDK	17
	上町	A B	H28	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	25
						優先住宅	2LDK	5
						優先住宅(車いす)	3LDK	2
						一般住宅	2LDK	1
	南町	A B	H28	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	4
						一般住宅	3LDK	16
						一般住宅	2LDK	6
						一般住宅	3LDK	24
牛越	A B	H28~H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
					一般住宅	3LDK	12	
					優先住宅(車いす)	3LDK	2	
					一般住宅	2LDK	6	
西町 (ペット可)	A B	H28	洪水	2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	44	
					一般住宅	2LDK	1	
広野町	下北迫 (ペット可)	A	H29	-	2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	4
						一般住宅	3LDK	2

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	
いわき市	湯長谷	A B	H26	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	
						一般住宅	3LDK	5	
	下神白	A B	H26	津波	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	
						一般住宅	3LDK	1	
							2LDK	11	
	3LDK	13							
	家ノ前 (ペット可)	A		H27	洪水	戸建て(2階建)	一般住宅	3LDK	4
	宮沢	A B	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
						優先住宅(車いす)	3LDK	1	
						一般住宅	2LDK	5	
	3LDK	6							
	大原	A B	H28	津波	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	
						一般住宅	2LDK	4	
	3LDK	3							
	関船	A		H27	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	1
	高萩 (ペット可)	A B	H28	洪水	2戸1棟(平屋)	優先住宅(車いす)	2LDK	1	
					戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	5	
					戸建て(2階建) または 2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	11	
	四ツ倉	A B	H29	洪水	集合住宅	優先住宅	3LDK	1	
						一般住宅	2LDK	2	
3LDK	14								
下矢田	A	H29	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	1		
					一般住宅	2LDK	1		
中原 (ペット可)	A B	H28	洪水 津波	集合住宅 1~3号棟	優先住宅	2LDK	1		
					3LDK	2			
					優先住宅(車いす)	3LDK	1		
					一般住宅	2LDK	1		
3LDK	1								
中原	A B	H28	洪水 津波	集合住宅 4~7号棟	優先住宅	2LDK	2		
					一般住宅	3LDK	7		
						2LDK	4		
3LDK	1								
勿来酒井 (ペット可)	A		H29	-	戸建て(平屋) または 戸建て(2階建)	一般住宅	3LDK	1	
勿来酒井	A B	H29	-	集合住宅 2~4号棟	優先住宅	2LDK	2		
					3LDK	1			
					優先住宅(車いす)	3LDK	1		
					一般住宅	2LDK	2		
						3LDK	4		
集合住宅 (木造長屋) 5・6号棟	優先住宅	2LDK	4						

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
いわき市	北好間 (ペット可)	A	H29	洪水	集合住宅 1~3・5・6号棟	優先住宅	2LDK	1
						一般住宅	3LDK	2
	北好間	A	H29	洪水	集合住宅 4・7~16号棟	優先住宅	2LDK	1
						一般住宅	3LDK	1
							2LDK	2
	泉本谷	A	H29	土砂災害	集合住宅	優先住宅	3LDK	7
						一般住宅	2LDK	3
	磐崎	A	H29	洪水	集合住宅	優先住宅(車いす)	3LDK	1
						一般住宅	3LDK	1
	平赤井	A B	H29	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	3
						優先住宅(車いす)	3LDK	8
							3LDK	1
							2LDK	2
								3LDK
							計	663

※「災害リスク」欄は、市町村が定めるハザードマップなどにに基づき、県が現時点で把握している情報を記載しています。リスクの程度などは下の表で確認ください。
詳細については、各市町村の防災担当課へお問い合わせください。

管内	団地名	洪水	内水	津波	土砂災害
県北	表				警戒区域
	北中央		0.2m未満		
	笹谷		0.2m未満		
県中	柴宮		0.5m未満		
	安積		0.5m未満		
会津若松	古川町	1m~2m			
	年貢町	0m~0.5m			
相双	西町	0.5m~1.0m未満			
いわき	下神白			1.0m~3.0m未満	
	平赤井	5.0m~10m未満			
	泉本谷				警戒区域
	北好間	5.0m~10m未満 ※家屋倒壊等 はん濫想定区域			
	中原	0.5m未満		0.5m~1.0m未満	
	磐崎	0.5m未満			
	家ノ前	3.0m未満			
	高萩	3.0m未満			
	大原			0.3m未満	
	四ツ倉	3.0m未満			

※「土砂災害」とは、土砂災害警戒区域内にある住戸であること、「津波」とは、津波災害警戒区域内にある住戸であること、「洪水」「内水」とは、ハザードマップにおける浸水想定区域内にある住戸であることをそれぞれ指しています。

次ページへ続きます 

■入居申込書と記入例

▶ 居住制限者用（現在も避難指示が継続している区域に居住していた方）
<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2887%29.pdf>



▶ 旧居住制限者用（避難指示が解除された区域に居住していた方）
<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2888%29.pdf>



▶ 地震・津波被災者用（地震・津波により住宅を失った方）
<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2889%29.pdf>



▶ 支援対象避難者用（平成23年3月11日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方）
<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2890%29.pdf>



お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル

☎024-522-3320

受付時間 8:30～17:15（土日、祝日を除く）

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

メールアドレス ffkjss@bz04.plala.or.jp

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2023.1.25現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	14	34
原町区	3	3
南相馬市 計	17	37
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	3	7
合計	24	57

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511